

知的財産のライセンスに関する 調査の結果概要

—一見えてきた！企業のライセンス活動の実態—

Summary of Survey Results on Intellectual Property Licensing

特許庁 審査第三部 無機化学 審査官
(前：経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長補佐)

印出 亮太

2015 年特許庁入庁。特許審査に従事のほか、国際協力課、スタンフォード大学客員研究員等を経て、2026 年 6 月まで経済産業省知的財産政策室に在職。同年 7 月より現職。

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 係長

山田 陸翠

2020 年特許庁入庁。特許審査に従事後、2025 年 1 月より現職。

1 はじめに

経済産業省知的財産政策室は、不正競争防止法（以下「不競法」という。）を所管しており、不競法に係る施策の検討、実施、周知・啓発等に取り組んでいる。

不競法は、事業者間の公正な競争等を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、これら害するような不正競争行為を規制している。具体的には、周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為、営業秘密の侵害行為、限定提供データの不正取得等の行為、技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供行為、ドメイン名の不正取得行為、商品・サービスの原産地・品質等の誤認惹起表示行為、信用毀損行為、外国公務員等への贈賄行為など、幅広い行為を不正競争行為として規制している。そして、不正競争行為によって営業上の利益を侵害された者に対して差止請求や損害賠償請求を認めている。また、不正競争行為のうち、公正な競争秩序という公益に対する侵害の程度が高いものについては刑事罰の対象としている。

特に最近では、営業秘密侵害に係る検挙件数が増加¹していることや、人材の流動化といった社会環境の変化などに伴い、営業秘密をはじめとする秘密情報の保護・

漏えい対策に係る取組に対して、社会の関心が高まっている。こうした背景を受け、知的財産政策室では近年、「秘密情報の保護ハンドブック」²や「営業秘密管理指針」³の改訂、「営業秘密官民フォーラム」⁴の開催、海外拠点における営業秘密流出防止体制整備支援などを行ってきた。

このほかにも知的財産政策室では、知的財産を活用した経営の推進に関する取組も行っており、本稿では、2025 年 5 月に公表した「知的財産のライセンスに関する調査報告」について紹介する。

なお、本稿は著者が個人の資格で執筆したものであり、経済産業省ほか所属組織の公式見解を示すものでない。

- 1 警察庁「令和 7 年における生活経済事犯の検挙状況等について」によると、令和 7 年中の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は 38 件で、過去 10 年で最多となっている。
https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/2026_nenpou_teisei.pdf
- 2 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 3 経済産業省「営業秘密管理指針」令和 7 年 3 月 31 日改訂
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>
- 4 同フォーラムの概要については、以下を参照されたい。
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kanminforum.html>

2 知的財産のライセンスに関する調査報告

2.1 調査の背景

オープン・イノベーションや産学連携の進展により、ライセンスや譲渡といった外部との関係において知的財産を活用することの重要性が高まっている。企業等においては、知的財産のライセンス・譲渡や、M&A 等に際し、知的財産の価値評価を行うことが求められるものの、定量的な評価を行うことは容易ではない。そこで、知的財産の価値評価の困難性を解決する一助としてロイヤルティ料率に関する情報整備を行うため、経済産業省では、2009 年度にロイヤルティ料率に関する実態調査⁵を実施した。一方、当該調査から約 15 年の期間が経過し、現在の実情に沿った結果の公表が求められていた。

こうした状況も踏まえ今回、特許出願・商標出願等を行っている企業・大学・公立研究所に対してアンケートを実施し、特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウについて、技術分類・産業分類毎のロイヤルティ料率の分布など、ライセンス活動等の実態を改めて調査し、2025 年 5 月にホームページ⁶上で公開した。また、あわせて、実施料率に関連する裁判例調査・知的財産価値評価に関する文献調査・知的財産権を集約してライセンス等するビジネスの事例調査も実施し、これらも同ホームページに掲載した。なお、本調査は、令和 6 年度技術開発調査等の推進事業（イノベーション・エコシステム構築に当たっての人材・技術・設備の流動化についての調査）の一環として実施したものである。

2.2 主な調査項目

主な調査項目は以下のとおりである。

①特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウのライセンスについて

- 対象となる製品・サービスの分類
- ロイヤルティ料率決定の要因

5 知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～
https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list15.html

6 知的財産のライセンスに関する調査報告
https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list21.html

- ロイヤルティ料率の相場
- ロイヤルティ料率の最小値・最大値
- ロイヤルティ料率に影響を及ぼす要因 等

②ライセンス等に関する一般的事項について

- ライセンスに関する情報開示の状況
- ライセンスの契約・支払い形態
- 標準必須特許（SEP）に係るライセンス契約 等

また、ロイヤルティ料率の回答にあたっては、以下のような前提条件下であると仮定した場合の数値について回答いただいた。

- ・ライセンス・アウト（ライセンスを与える側）の立場
- ・国内同業他社へのライセンス
- ・通常実施権によるライセンス
- ・正味販売高に対する料率を想定
- ・（特許について）最小販売可能特許実施単位に対する料率を想定
- ・特殊な事情（標準必須特許、契約相手の事情等）を除外したケース
- ・過去 5 年間のライセンスを想定
- ・ランニングロイヤルティのみの支払い方式であったと仮定

2.3 調査結果

特許出願・商標出願等の知的財産活動を行っている企業・団体 2,934 者に回答を依頼し、738 のサンプルを回収した。

回答企業等の産業分類及び属性については、次頁の表 1 のとおりである。属性については、大企業（従業員数 1,000 名以上）が 302 件、中企業（従業員数 100～999 名）が 281 件、小企業（従業員数 99 名以下）が 51 件、公立研究所が 17 件、大学が 79 件、その他が 8 件であった。技術分類⁷別では、製造業が 484 件と最多であった。

まず、特許権について、技術分類別ロイヤルティ料率の平均値は次頁の図 1 のとおりであった（回答数が

7 本調査における技術分類は、WIPO（世界知的所有権機関）が設定した IPC（国際特許分類）及び同機関が作成した「IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE」に基づいて定義した。なお、集計・分析の都合上、「コンピュータテクノロジー」、「精密機器」、「バイオ・製薬」分野は、「器械」、「電気」、「健康・人命救助・娯楽」、「化学」分野と一部重複する。

産業分類	大企業（従業員数1000名以上）	中企業（従業員数100～999名）	小企業（従業員数99名以下）	公立研究所	大学	その他	総計
鉱業、採石業、砂利採取業	1						1
建設業	22	5		1			28
製造業	224	227	33				484
電気・ガス・熱供給・水道業	12	3					15
情報通信業	11	9	3				23
運輸業、郵便業	4						4
卸売業、小売業	12	24	8			1	45
金融業、保険業	4	1					5
不動産業、物品賃貸業	3						3
学術研究、専門・技術サービス業	1	3	3	11	6	6	30
飲食店、宿泊業	3	3					6
生活関連サービス業、娯楽業		1					1
教育、学習支援業					72		72
医療、福祉	1		1				2
複合サービス事業			1				1
サービス業	3	2					5
公務				5	1	1	7
分類不能の産業	1	3	2				6
総計	302	281	51	17	79	8	738

表1 回答企業等の技術分類及び属性の分布

10未満の技術分野については記載を割愛している。）。各技術分野の平均値は、おおむね2～4%の範囲内であり、全体の平均値は3.2%であった。また、2009年度に実施した調査と比較すると、特許権におけるロイヤルティ料率の平均値は、多くの技術分野で低下していた。特に、前回調査時に比較的平均値の高かった「健康；人命救助；娯楽」（5.3%）や、「バイオ・製薬」（6.0%）分野については、約2ポイントの低下が見られた。一方で、「冶金」、「コンピュータテクノロジー」といった一部の分野においては、平均値が上昇していた。

一方、技術ノウハウの技術分類別ロイヤルティ料率の平均値は、次頁の図2のとおりであった（回答数が10未満の技術分野については記載を割愛している。）。「化学」、「電気」、「バイオ・製薬」の各分野の平均値は5%前後で、全体平均値は4.5%であった。また、2009年度に実施した調査と比較すると、技術ノウハウにおけるロイヤルティ料率の平均値は、「化学」、「電気」、「バイオ・製薬」分野のいずれも上昇していた。

3 最後に

本稿では、調査の結果を示す代表的なデータとして、2つの図を示したが、本調査の結果を掲載した上述のホームページでは、詳細なデータを掲載している。具体

的には、特許権、技術ノウハウだけではなく、商標権やプログラム著作権に関するデータ、技術分類とは異なる切り口で解析したデータ（産業分類ごと、企業の属性ごと、等）も掲載している。また、ロイヤルティ料率決定において、ライセンスの必要性、権利の存続期間、技術の重要度、代替技術の有無、技術的効果の高さ、契約期間、自己実施の有無、等といった要素がそれぞれどの程度重要視されているのかといったデータや、独占的なライセンスであるか否か、訴訟などの和解交渉における場合であるかどうか、ライセンス相手がどのような者であるのか（国内同業他社、国内異業者、国内関連会社、海外関連会社、海外異業者、得意先、新規取引先、下請け先、大学、等）などといった要素がそれぞれどの程度ロイヤルティ料率の値に影響を与えているのかといったデータも掲載している。ぜひ、これら詳細なデータもあわせて参照されたい。

そして、本調査の結果が、知的財産の価値評価、ライセンス・譲渡活動の円滑化のほか、知的財産権侵害訴訟における損害賠償額算定の参考等、様々な場面で活用されることを期待している。読者の皆様の事業活動の一助になれば幸いである。

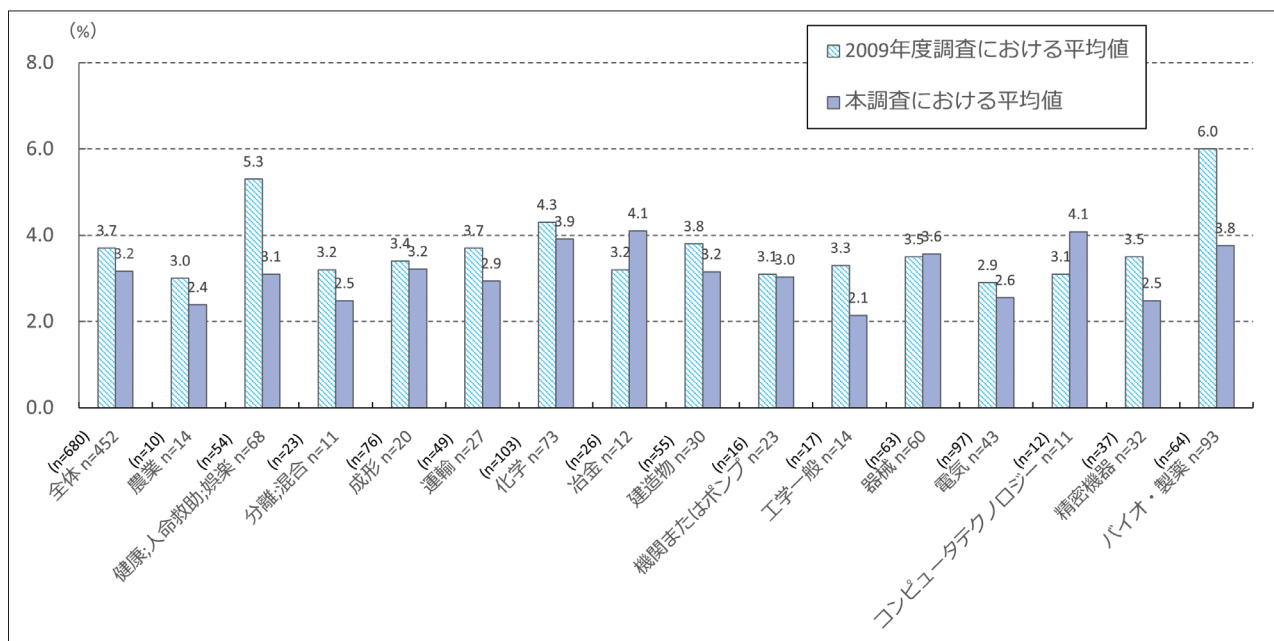


図1 特許権の技術分類別ロイヤリティ料率の平均値

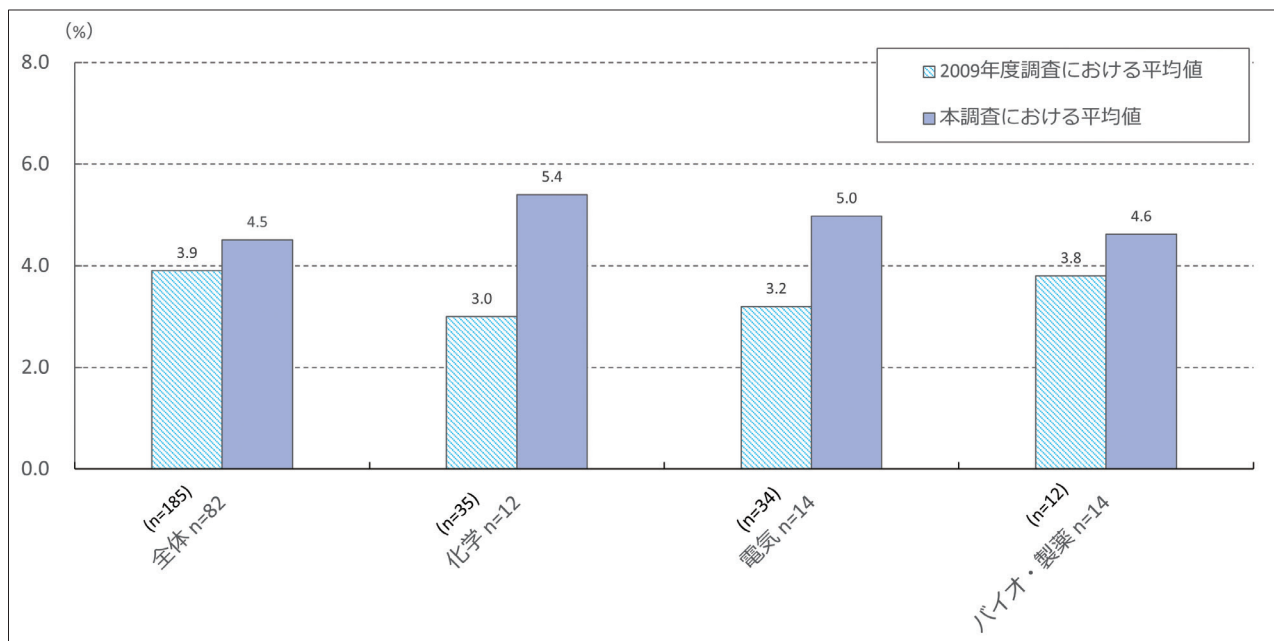


図2 技術ノウハウの技術分類別ロイヤリティ料率の平均値